

「耳かさぬ政権、コロナも同じ」任命拒否された学者語る 鎌田悠

2021年4月21日 17時45分



松宮孝明・立命館大大学院教授

日本学術会議の総会が21日、東京都内で始まった。会議が推薦した会員候補6人の任命を菅義偉首相が拒否した問題が明らかになってから半年あまり。6人のポストは今も欠員のままだ。6人のうちの1人、立命館大大学院の松宮孝明教授に思いを聞いた。

菅首相の「言いがかり」

「政府がコロナ対策で後手に回っていることと、日本学術会議の任命拒否問題は、実は同じ問題だ」。菅義偉首相に任命を拒まれた6人の学者の一人、立命館大学大学院の松宮孝明教授（刑事法学）はそう話す。

通底するのは「専門家軽視の姿勢」だという。象徴的なのが首相肝いりの観光支援策「Go To トラベル」をめぐる対応だ。感染症の専門家らでつくる政府の分科会が昨年11月から再三見直しを提言していたが、首相が全国一斉停止を表明したのは12月中旬だった。その後、感染はさらに拡大し、今年1月に3回目の緊急事態宣言を出すに至った。

「菅政権は専門家の意見を正面から聞かない。きちんと聞いて考えて、有効な政策を打てていたら、状況は違っただけだ」。新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、東京五輪・パラリンピックの開催に固執し、「耳の痛い話は聞く気がないのだろう」と感じる。

こうした姿勢はコロナ対策にとどまらないと、松宮教授は言う。今国会で審議中の少年法改正案は、18、19歳の厳罰化を進めて成人の扱いに近づける内容だ。更生を重視してきた現行法からの大きな転換になるため、刑法学者や弁護士に反対の声がある。難民申請中は申請者を強制送還しないという規定を見直す出入国管理法改正案にも批判が少なくない。だが、菅政権がこうした声に耳を傾ける様子はない、と指摘する。

任命拒否の問題が明るみに出してから半年あまり。菅首相は「人事に関する事で答えを差し控える」などの答えに終始し、今もその理由を明確に説明していない。自民党は問題が明らか

になると、学術会議の「あり方」について議論を始め、「政府からの独立」を求める提言を出した。

こうした動きについて松宮教授は「日本学術会議法に反して任命を拒否し、違法な状態を生んだのは菅政権。それが組織のあり方の議論を持ち出すのは言いがかりだ。改革は学術会議が自分たちでやればいい話」と批判した上で、こう警鐘を鳴らす。

「言葉を尽くして説明しないのは、政治リーダーとして反則。『偉い人たちの言うことに異議を唱えてはいけない。下々は唯々諾々と従うべきだ』。このままではそんな社会になってしまう」(鎌田悠)

日本学術会議会員への任命を拒否された 6 人

芦名定道・京都大教授(宗教学)

近現代キリスト教思想などが専門で「安全保障関連法に反対する学者の会」に賛同

宇野重規・東京大教授(政治思想史)

「安全保障関連法に反対する学者の会」の呼びかけ人の 1 人。2013 年には、特定秘密保護法案に反対の立場を表明

岡田正則・早稲田大教授(行政法学)

沖縄県の米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐり、防衛省がとった法的手続きについて共同声明で批判

小沢隆一・東京慈恵会医科大教授(憲法学)

衆院特別委員会の公聴会で安保関連法案について「存立危機事態の定義があいまい」と批判

加藤陽子・東京大教授(日本近代史)

「立憲デモクラシーの会」の呼びかけ人の 1 人。著作に「それでも、日本人は『戦争』を選んだ」など

松宮孝明・立命館大教授(刑事法学)

「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案を審議した参院法務委員会の参考人質疑で「共謀罪は必要ない」と発言

※いずれも肩書は昨年 10 月時点

日本学術会議が総会 「任命拒否」批判の声明案を議論

4/21(水) 11:55 配信

 産経新聞



日本学術会議の事務局が入る建物と看板＝東京都港区(鴨川一也撮影)

日本学術会議の最終的な意思決定を行う総会が21日午前、東京都内で始まった。会員らが出席し、菅義偉(すが・よしひで)首相による新会員候補6人の任命拒否問題の解決を求める声明案などについて議論した。会期は23日まで。【図で見る】日本学術会議の構図 新型コロナウイルス感染拡大を受け、総会はオンラインとの併用で開催され、計165人が出席。会員候補の任命拒否をめぐる声明案では、「会議の独立性を侵す可能性があるものといわなければならない。その是正をはかることができるのは、任命権者たる内閣総理大臣をおいてない」とした上で、「即時任命するよう要求する」との文面の草稿が示された。

ただ出席者からは、「声明よりも(強い姿勢を示す)要望や勧告にすべきだ」「このまま出すとまたスルー(黙殺)される予感がする」などとの異論が噴出。梶田隆章会長は「意見を踏まえ、幹事会で議論し、22日の総会で改めて案を示したい」と引き取った。総会には井上信治科学技術担当相も訪れ、「(会員候補の)任命をめぐる経緯を通じて、(会議側が)懸念を持っていることは理解している。ナショナルアカデミー(国を代表する学術団体)としての機能を発揮してもらいたいという願いは同じ」とあいさつした。

学術会議は今年8日、会議の在り方の見直しをめぐる報告書案を公表。焦点となっている組織形態について、ナショナルアカデミーとしての役割を果たすには、首相所管の「特別の機関」である現行の姿が「ふさわしいもの」とする一方、国から独立する場合にも触れ、相当な準備や時間が必要とした上で「特殊法人とする余地がある」と併記した。総会では会期中に、この報告書案についても議論が行われる予定。

<社説>学術会議任命拒否 組織問題にすり替えるな

2021年4月22日 05:00 社説



日本学術会議の会員候補6人を菅義偉首相が任命拒否してから半年。学術会議は21日から始まった定例総会で「即時に任命するよう要求する」声明案を検討している。

首相が任命拒否したため、日本学術会議法に定められた定員を満たさず違法状態にある。違法を放置すれば憲法に抵触する。違法状態を解消するため任命拒否を撤回し、直ちに6人を任命すべきだ。

ところが、学問の自由をないがしろにする任命拒否問題を、政府・自民党は組織形態の問題にすり替

え、幕引きしようとしている。学術会議を国の特別機関から切り離して済まされる問題ではない。論点ずらしは許されない。

学術会議は昨年8月31日に新会員候補105人を推薦。首相は、安全保障関連法などに反対した法学者ら6人の任命を見送り、新会員99人が10月1日に任命された。

会員任命拒否は憲法23条が保障する「学問の自由」を脅かすとの批判が相次いだ。これに対し政府は、憲法15条を持ち出して拒否を正当化しようとした。

憲法15条は「公務員の選定」は「国民固有の権利」と定めている。内閣総理大臣は「国民固有の権利」を代行しているので、特別職の国家公務員である学術会議会員を選定できるというのだ。

東京都立大の木村草太教授(憲法学)は、憲法73条から政府の憲法解釈の問題点を指摘している。

憲法73条で内閣は「法律の定める基準に従って」公務員に関する事務を行うと定めている。日本学術会議法は会員の定員を210人と規定している。6人を任命拒否した結果、定数に満たない204人となり、違法状態になっている。違法状態を放置することは憲法73条に反する。

首相が憲法や法を無視することはできない。立憲主義や、法治主義によって日本国は成り立っているからだ。

さらに学術会議法7条2項で会員は学術会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と規定している。

1983年に当時の中曽根康弘首相は「政府が行うのは形式的任命にすぎない。学問の自由独立はあくまで保障される」と国会答弁しており、学術会議が政府から独立した存在であることを認めている。内閣法制局も83年に任命は「形式的行為」と答弁している。首相が拒絶することは想定していない。

一方、政府が学問の自由をないがしろにした問題が、いつの間にか組織の問題にすり替えられようとしている。

自民党のプロジェクトチームは政府から独立した法人格の形態に移行するのが望ましいとする提言を大筋了承した。だが、学術会議側は今の組織形態を「変更する積極的理由を見いだすことは困難」とする報告書案をまとめた。

国家による研究者と学術機関への介入を許さない、というのが本筋であるはずだ。

学術会議 定例総会 「6人の速やかな任命強く求める」で一致

2021年4月21日 16時17分 日本学術会議

会員候補が総理大臣から任命されなかった日本学術会議の定例の総会が 21 日から始まり、任命されなかった 6 人の速やかな任命を強く求めることで一致しました。



日本学術会議は去年 10 月に就任する新しい会員の候補として、定数の半分にあたる 105 人のリストを法律に基づいて提出しましたが、菅総理大臣はこのうち 6 人を任命せず、学術会議は 6 人の任命を求めるとともに組織の在り方についても検討をしてきました。

学術会議は、問題が明らかになった去年 10 月の総会の後としては初めてとなる定例の総会を 21 日から 3 日間の日程で開いています。

この中で、梶田隆章会長が任命されなかった 6 人について、「正式な回答や説明は一切行われず、定数に対して欠員 6 人という法律の定めを満たさない状態が続くと、学術会議の独立性を侵す可能性がある」とした声明の案を提案し、6 人の速やかな任命を強く求めることで一致しました。

そして、22 日の総会で正式に決定する見込みです。

学術会議はこれまでに、任命されなかった 6 人のうち 5 人について、正式な会員ではなく、活動に一定の制限がある連携会員や特任の連携会員として委員会での議論には参加できるようにしています。

総会では、学術会議の組織の在り方についてまとめた報告書などについても議論されることになっています。

井上科学技術相「学術会議の改革 積極的に推進を」



井上科学技術担当大臣は、21日から始まった日本学術会議の総会であいさつし、会員の任命をめぐって会員が懸念を持っていることに理解を示す一方、「広く社会の意見を聞き、意義ある発信をすることが求められている」と述べ、改革を積極的に進めるよう求めました。

この中で、井上科学技術担当大臣は「世界的課題に立ち向かうには、未来を切り開いていくアカデミアの知見が欠かせない。コロナ禍という危機の中、日本の英知を結集して、知の総合を担うという日本学術会議の果たす役割に大変期待している」と述べました。

そして、日本学術会議が推薦した会員候補6人が任命されなかったことをめぐり「会員が懸念を持っていることは理解している」とする一方、「学術会議をよりよくするために、できることから積極的に改革を進めてもらうことを期待している。学術会議の内部にとどまらず、広く社会の意見を聞き、意義ある発信をすることが求められている」と述べ、改革を積極的に進めるよう求めました。

学術会議は、総会での議論を踏まえ、会議の在り方をめぐる報告書を政府に提出することにしていて、政府は、提出を受けたあと、考えを示すことにしています。

6人は任命拒否理由の情報開示請求へ

日本学術会議の会員人事で菅総理大臣から任命されなかった研究者6人は、任命拒否の理由を明らかにするため近く、内閣府や内閣官房に情報開示請求を行う方針です。

情報開示請求を行うのは、会員に任命されなかった関西学院大学の芦名定道教授、東京大学の宇野重規教授、早稲田大学の岡田正則教授、東京慈恵会医科大学の小澤隆一教授、東京大学大学院の加藤陽子教授、立命館大学大学院の松宮孝明教授の6人です。

これまで加藤官房長官は、任命の経緯について内閣府が杉田官房副長官とやり取りを行った記録を管理していることを明らかにしていますが、菅総理大臣や加藤官房長官は6人を任命しなかった理由について「人事に関する事で答えを差し控えたい」としています。

このため6人は、行政機関が保有する個人情報のみずからが請求する「自己情報開示請求」の手続きを取り、近く内閣府や内閣官房に任命拒否の理由や経緯の分かる文書の開示を求めることにしています。

また、これとは別に1000人規模の法学者や弁護士も今月26日に同様の情報公開請求を行う方針で、開示されない場合は裁判を起こすことも検討しているということです。

6人のうち、早稲田大学の岡田正則教授は「政府が理由を明らかにしないまま恣意的(しいてき)に任命

拒否することを許せば、学問の自由に多大な萎縮効果をもたらす。人事の問題としてごまかすのではなく、学問に対する政治の責任として、理由を説明してほしい」と話しています。

加藤陽子教授「『人事』に迷わされるな」

日本学術会議の会員に任命されなかった6人のうちの1人、東京大学大学院の加藤陽子教授は、学術会議の総会に合わせてNHKに文書で見解を寄せました。

加藤教授はまず、学術会議の会員の推薦と任命の方法に関する法律の改正案が審議された昭和58年の国会で、当時の中曽根総理大臣が「政府が行うのは形式的任命にすぎず、学術集団が推薦権を握っているようなものだ」と答弁したことに触れ、「菅内閣は法律の解釈と運用方針を、中曽根内閣以来の法律の解釈と運用方針から変更したことになります。法律を改正せずに、変更した背景には、合理的な理由があつてのことでしょう。そうでなければ法治国家とはいえません。ただその場合、変更の理由については、国民に説明する義務が生じます」と指摘しています。

そして、菅総理大臣や加藤官房長官が任命拒否の理由について、「人事に関する事で、答えを差し控える」という説明を繰り返してきたことについて、「人事という言葉に迷わされてはなりません。問題は、法律の改正という手続きをふまずに、法律の解釈と運用を変えた場合、説明が必要だということだけです。菅首相をはじめとする政府側の説明が十分ではなかったことは、各種の世論調査からも明らかでした。国民の世論としては、なお、政府による法律の解釈と運用方針の変更について、十分な説明を聞かされてはいないというのが率直な感想だったのではないのでしょうか。私は、この国民世論の趨勢に信を置きたいと思います」としています。

そして加藤教授は「内閣府が法制局とやりとりした文書等を精査すれば、問題のありかは見えてくるはず。要は、後継の内閣がこれを先例となしえないようなところまで、政治過程を明らかにしておくことでしょう。今後は、任命を拒否された方々と一緒に、内閣府への個人情報開示請求をおこなってゆくつもりです」としています。